

関係各位

宮崎市長 清山 知憲
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る就労系サービス及び生活介護、
自立訓練（機能訓練、生活訓練）の臨時的な取扱いの変更について（通知）

平素より本市の障がい福祉行政にご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月31日付宮障第874号により、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時的な取扱いとして在宅でのサービス利用について通知しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したことに伴いまして、令和5年11月以降の取扱いについて、以下のとおり変更しますのでお知らせいたします。

記

○令和5年11月以降の就労系サービス及び生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）の在宅でのサービス利用に関する取扱いについて

共通

・別添国通知の別紙連番3のとおり、感染の未然防止等を行うために事業所を休業した時、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援を行った場合に通常と同額の報酬算定が可能となります。なお、この取扱いを行う場合は、休業開始日までに認定サービス係にご連絡をお願いします。

就労系サービス

・新型コロナウイルス感染拡大防止による理由以外での在宅利用につきましては、これまでと同様、別紙1「就労系サービスにおける在宅でのサービス利用に関する取扱いについて」のとおりの取扱いとします。

生活介護・自立訓練（機能訓練、生活訓練）

・前回通知別紙2「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る生活介護及び自立訓練（機能訓練、生活訓練）の臨時的な取扱いについて」を廃止し、利用者が感染をおそれて通所しない場合等を想定した「在宅利用（当面の間）」の支給決定は終了となります。

○今後の取扱いについて

- ・生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）を「在宅利用」で支給決定を受けている方は、令和5年10月31日までを当面の間とします。※受給者証の書き換えは不要です。
- ・別途国通知連番3の要件を満たす在宅利用を行う場合は、休業開始日までに認定サービス係に連絡をお願いします。休業期間終了後、通常と同額の報酬算定を行う利用者分の変更申請書と受給者証を提出してください。

〈文書取扱〉

福祉部 障がい福祉課 認定サービス係
〒880-8505
宮崎市橋通西1丁目1番1号
電話(0985)42-6442 FAX(0985)21-1776

別紙1

令和3年3月31日伺定
障がい福祉課作成

就労系サービスにおける在宅でのサービス利用に関する取扱いについて

本取扱いは、令和3年度報酬改定により、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用（以下、「在宅利用」という。）に関して従来の取扱いが変更されたことから、令和3年4月以降の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1. 在宅利用の対象者について

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる市が判断した利用者とする。

2. 在宅利用対象期間について

市が申請を受理し、在宅利用を認めた日から負担上限月額適用期間の終期までとする。

3. 申請手続きについて

(1) 今後新たに在宅利用を申請する場合、事前申請を原則とし、提出書類は次のとおりとする。

<提出書類>

- ①介護給付費等支給決定変更申請書（様式第7号）
- ②障がい福祉サービス受給者証
- ③就労系サービスにおける在宅でのサービス利用届出書
- ④在宅利用に係る個別支援計画

(2) 既に在宅利用の支給決定を受けており、サービスの更新（負担上限月額見直しを含む）を申請する場合、提出書類は次のとおりとする。

<提出書類>

- ①通常の更新申請に必要な書類（介護給付費等支給決定申請書及びサービス等利用計画案に在宅利用する旨記載すること。）
 - ②就労系サービスにおける在宅でのサービス利用届出書
 - ③在宅利用に係る個別支援計画
- （令和3年3月末更新の方で在宅利用を申請する場合、②と③の書類を4月中に提出すること。既に4月以降分の障がい福祉サービス受給者証が発行されている方は、障がい福祉サービス受給者証も合わせて提出することとする。）

※令和3年3月まで在宅利用の支給決定を受けており、4月以降も引き続き在宅利用する方（令和3年3月末更新の方は除く）については、負担上限月額適用期間の終期までは在宅利用を認めているとみなし、改めての申請は不要とする。

4. 在宅利用を認める要件について

サービス提供事業所が次の要件をすべて満たす場合に、在宅利用を認める。

- (1) 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保を行うこと。
- (2) 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容又は利用者の状況に応じ、1日2回を超えた連絡を行うこと。
- (3) 緊急時の対応ができること。

- (4) 疑義照会等に対し、隨時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- (5) 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により、評価等を1週間に1回は行うこと。
- (6) 原則として、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標の達成度の評価を行うこと。
- (7) 在宅利用することについて相談支援事業所とサービス提供事業所が情報共有できていること。

5. 障がい福祉サービス受給者証への記載に関する取扱いについて

- (1) 既に在宅利用の支給決定を受けている場合

障がい福祉サービス受給者証支給量変更欄について次のとおり読み替えで対応する。

(現在の受給者証記載内容) 「在宅利用 令和3年3月まで」

(読み替え対応) 「在宅利用 負担上限月額適用期間の終期まで」

- (2) 今後新たに在宅支援を支給決定する場合

受給者証の特記事項欄に「在宅利用」と記載する。